

TPPについて

日本医師会は、今までの日本に対する米国からの市場化要求を振り返れば、TPP協定交渉において、公的医療保険が俎上に上がらなくても、以下の3点が対象となれば、国民皆保険の崩壊につながる可能性があると考えている。

- 1 . 知的財産分野における薬価や医療技術等
- 2 . 金融サービスにおける私的医療保険の拡大
- 3 . 投資分野における株式会社の参入

日本の公的医療保険制度で想定されるTPPの悪影響

中医協での薬価決定プロセスに干渉

- ジェネリック薬の市場参入の阻止
- 特許保護期間の事実上の延長
- 特許薬の高価格の維持と独占的権利の強化

私的医療保険の拡大

- 混合診療解禁につながる危惧

株式会社の医療への参入

- 不採算部門・地域からの撤退
- 優良顧客(患者)を選別するおそれ
- 利益追求のために自由診療を拡大するおそれ
- コスト削減を優先し、安全への配慮が疎かになる可能性



**お金がなければ医療を受けられない
日本になりかねません。**

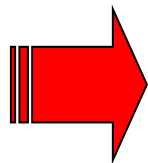
ISD条項(投資に関する紛争解決手続き)

投資家と投資受入れ国との間で紛争が起こった場合に、投資家が当該案件を国際仲裁に付託できる手続き。

日本企業が、投資受入れ国側の突然の政策変更などで不当な待遇を受けることになった場合、この手続きを通じて、問題解決を図ることができる。

逆に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性を否定できない。

TPPなどの条約は憲法の定めにより国内法よりも優位



日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして訴えられ、健康保険法の改正を求められることに。

(例) 高額な医薬品を提供する製薬メーカーや民間医療保険は日本の公的医療保険制度になかなか参入できない。こうした外国企業が日本に対して訴訟を起し、健康保険法の改正を強いるおそれがある。

ラチェット(一方向にだけ向かうつめ車)規定

TPPに参加してから規制改革を後戻りさせることは認められない。

「国民皆保険を守る」こととは

日本医師会は、最低限、以下の重要課題が守られなければ、世界に誇る「国民皆保険」とはいえないと考えます。

日本医師会が考える「国民皆保険」の重要課題

1. 公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること
2. 混合診療を全面解禁しないこと
3. 営利企業(株式会社)を医療機関経営に参入させないこと